

第1条（総則）

本規約は、加盟店（第2条に定めるものをいう）が、日本国内の店舗、施設において第2条に定める信用販売またはギフトカードの取扱いを行う場合の、株式会社いよてつカードサービス（以下、「当社」という）と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という）につき定めるものです。

第2条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

1. 「カード会社」とは、当社、当社が提携する会社、組織（ただし、当社を除く）をいいます。
2. 「加盟店」とは、本規約を承認のうえ、当社およびカード会社が運営するクレジット取引システム（以下「クレジットカード取引システム」という）に基づき当社に加盟を申し込み、当社が加盟を承諾した個人、法人および団体をいいます。
3. 「ギフトカード取扱い加盟店」とは、当社および当社が運営するギフトカード取引システム（以下「ギフトカード取引システム」という）に基づき当社にギフトカードの取扱いを申し込み、当社がこれを承諾した加盟店をいいます。
4. 「会員」とは、当社およびカード会社が各々定める会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当該入会を承諾された個人、法人をいいます。
5. 「カード発行会社」とは、会員に対して入会を承諾したカード会社、組織をいいます。
6. 「カード」とは、下記（1）（2）（3）に記載したクレジットカードのうち、当社指定のクレジットカードをいいます。また、クレジットカードはカード発行会社が発行し、貸与するもので、その所有権はカード発行会社にあります。
 - （1）当社が発行するクレジットカード
 - （2）当社が提携する組織に加盟する日本国内および日本国外の会社が発行するクレジットカード
 - （3）当社と提携関係にある日本国内および日本国外の会社が発行するクレジットカード。なお、当社の提携関係または加盟関係に変動が生じたときは、当社からの通知により指定するカードの種類を追加・変更・削除できるものとします。
7. 「提携ブランドカード会社」とは、当社が提携する株式会社ジェーシービーをいいます。
8. 「ギフトカード」とは、当社が発行する当社所定規格の商品券で、券面に当社のサービスマークと金額（以下「ギフトカード金額」という）が明記されたものおよび日専連が発行する日専連所定規格の商品券で、券面にサービスマークとギフトカード金額が明記されたものをいいます。ギフトカードの金種は、五百円券、壹千円券の2種類とします。
9. 「商品等」とは、加盟店が会員に提供する商品、権利、役務等をいいます。
10. 「信用販売」とは、会員および加盟店が当社およびカード会社所定の手続きを行うことにより、加盟店が商品等の代金または対価等を会員から直接受領することなく、会員に商品等の引き渡しまたは提供等を行う販売方法をいいます。
11. 「ギフトカードの取扱い」とは、加盟店がギフトカードの使用者からギフトカードを受領して商品等の引き渡しまたは提供等を行う販売方法をいいます。
12. 「手数料」とは、当社が加盟店から売上債権を譲り受けるに際して受領する手数料およびギフトカードの取扱いによる販売代金の清算を行うに際して受領する手数料をいいます。

第3条（加盟店）

1. 加盟店は、前条に定める信用販売を行う店舗、施設（以下「カード取扱店舗」という）を指定し、あらかじめ当社に所定の書面をもって届け出、当社の承諾を得るものとします。当社は当該指定を承諾した場合、加盟店番号を付与します。なお、カード取扱店舗の追加、取消しについても同様とします。また、加盟店は、前条に定めるギフトカードの取扱いを行う店舗、施設（以下「ギフトカード取扱店舗」という）を指定し、あらかじめ当社に所定の書面をもって届け出、当社の承諾を得るものとします。なお、ギフトカード取扱店舗の追加、取消しについても同様とします。
2. 加盟店は、すべてのカード取扱店舗内外に会員の見やすいところに当社所定の加盟店標識を掲示するものとします。
3. 加盟店は、当社からカードまたはギフトカードの取扱いに関する資料の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。
4. 加盟店は、カード発行会社と会員との契約関係、クレジットカード取引システムおよびギフトカード取引システムを承認し、カードおよびギフトカードの普及向上に協力するものとします。加盟店は、当社よりカードまたはギフトカードの利用または販売促進に係る展示物等の要請を受けたときは、これに協力するものとします。
5. 加盟店は、当社、カード会社またはそれらの委託先が、会員のカード利用促進、およびギフトカード利用促進のために、加盟店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。
6. 加盟店は、売上集計表、売上票、CCT（クレジット・センター・ターミナル）等当社が認めた端末機（以下「端末機」という）、加盟店標識、ギフトカード取扱標識、サービスマーク等（デジタルデータ化されたものを含む）を本規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとします。
7. 加盟店は、クレジットカード番号を保持しているか、保持していないか。また、クレジットカード番号を保持している場合は、割賦販売法に基づく管理をうものものとします。
8. 加盟店は、情報（クレジットカード番号を含む）の漏えい・不正利用等を防止する体制を構築していることを、書面をもって届出するものとします。

第4条（加盟金等）

加盟店は、加盟に際し、当社が請求する場合には、当社所定の加盟金を支払うものとします。また、加盟店は、当社が請求する場合には、加盟店標識、インプリンター等を購入する場合の購入代金、ならびに端末機の設置および保守にかかわる費用を当社が別途定める方法で支払うものとします。なお、支払われた加盟金、加盟店標識、インプリンター等の代金、ならびに端末機の設置および保守にかかわる費用は、本契約が終了した場合にも返還されないものとします。

第5条（届出事項の変更）

1. 加盟店は、当社に届け出ている商号、代表者、所在地、電話番号、カード取扱店舗および振込指定金融機関口座、その他加盟店申込書に記載した諸事項に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の方法により、当社への届け出、当社の承諾を得るものとします。
2. 前項の届け出がないために、当社からの通知または、送付書類、債権買取代金およびギフトカード清算代金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に

到着したものとみなすものとします。

3. 加盟店が JCB またはカード会社の加盟店でもある場合には、当該加盟店は、本条第 1 項記載の届出事項について、以下の事項を承諾するものとします。

(1) 加盟店が JCB またはカード会社に届け出た情報に基づいて、本条第 1 項記載の加盟店に関する情報が変更されることがあること。

(2) 加盟店が本条第 1 項に基づいて届け出た情報または (1) 記載の情報に基づいて、JCB またはカード会社の加盟店に関する情報が変更されることがあること。

第 6 条 (地位の譲渡等)

1. 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

2. 加盟店は、加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。

3. 当社は、本契約上のすべての地位、または特定の提携ブランドカード取扱いに関する地位を第三者に譲渡することができるものとし、加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。

第 7 条 (業務の委託)

1. 加盟店は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。

2. 前項にかかわらず、当社が事前に承諾した場合には、加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとします。

3. 前項により当社が業務委託を承諾した場合においても、加盟店は本規約に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務委託した第三者(以下「業務代行者」という)が委託業務に関連して当社またはカード会社に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して当社またはカード会社の損害を賠償するものとします。

4. 加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に当社に申し出、当社の承諾を得るものとします。

5. 当社は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を、加盟店の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとします。

第 8 条 (信用販売)

1. 加盟店は、会員からカード提示による信用販売を求められた場合、本規約に従い正当かつ適法な商行為にのっとり、カード取扱店舗において会員に対し信用販売を行うものとします。

2. 加盟店が取扱うことができる支払区分は、ショッピング 1 回払い、ショッピング 2 回払い、ボーナス 1 回払い、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、その他当社が特に認めた方法とします。

3. 前項の規定にかかわらず、加盟店は、カード発行会社と会員との契約に基づき、一部の支払区分の取扱いができない場合があることを承諾します。

第 9 条 (ギフトカードの取扱い)

1. 加盟店は、ギフトカードの使用者からギフトカードの取扱いを求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法な商行為にのっとり、ギフトカード取扱店舗においてギフトカードの使用者に対し、ギフトカードの取扱いを行うものとします。

2. 加盟店は、ギフトカードの取扱いを行う場合、ギフトカードが有効であることを善良なる管理者の注意義務をもって確認のうえ、取扱いを行うものとします。また販売額とギフトカード金額に差額が生じた場合には、ギフトカードの使用者がギフトカード以外の支払方法にて調整するものとします。

3. ギフトカードの種類、様式、色彩等を変更または追加する場合には、当社は加盟店に対し新しいギフトカードの発行前に見本等を送付し通知するものとします。
4. 加盟店は、ギフトカードの利用者からギフトカードを受領した後、直ちに使用済の表示をするなど再度利用できないものとします。

第 10 条（信用販売の方法）

1. 加盟店は、会員からカード提示による信用販売を求められた場合、端末機を利用するなどして、カードの真偽、有効期限およびカード無効通知を照合し、カードが有効であることを確認することとします。また、端末機を利用しない場合には、当社所定の売上票にカード記載の会員番号、会員氏名、有効期限をインプリンターにより印字し、加盟店番号、加盟店、売場名、担当者名、会員の指定する支払区分、金額、品名、型式、数量等を記入するものとします。ただし、エンボスレスカードの場合および当社が特別に認めた場合のインプリンターの使用についてはこの限りではないものとします。また、加盟店は、その場で会員に会員の署名を求め、カード記載の署名と売上票の署名、およびカード券面の会員番号、カード名義人名と売上票の会員番号、会員氏名が同一であり、かつ、カード提示者がカード記載の本人であることを、善良なる管理者の注意義務をもって確認のうえ信用販売を行い、売上票の控え（会員用控え）または売上票に記載した内容を表す書面を会員に交付するものとします。なお、加盟店は、会員に対し売上票に当社所定の項目以外の記載を求めてはならないものとします。
2. 加盟店は、以下に定める場合の販売方法が、前項の善良なる管理者の注意義務に違反する信用販売であること、善良なる管理者の注意義務に違反する信用販売はこれらの場合には限定されないことを確認します。
 - (1) カードを提示し信用販売を求めた者とカードの名義人の氏名、性別が異なる場合
 - (2) 信用販売を求めた者が、名義人が異なる複数のカードを提示した場合
3. 本条第 1 項の規定にかかわらず、当社が別途信用販売の方法を指定し、書面で通知した場合には、加盟店は指定された方法により信用販売を行うものとします。
4. 加盟店は、割賦販売法第 30 条の 2 の 3 第 4 項およびその施行規則に定める事項等を記載した書面を会員へ交付するものとします。
5. 売上票に記載できる金額は、当該売上代金（税金、送料を含む）のみとし、現金の立て替え、および過去の売掛金の清算等を含めることはできないものとします。

また、通常 1 枚の売上票で処理されるべきものを日付の変更、金額の分割等により売上票を複数にすること、および売上票の金額訂正はできないものとします。
6. 加盟店は、当社が事前に承諾した場合を除き、当社所定の売上集計表および売上票を使用するものとします。また、売上票の控え（加盟店用控え）は加盟店の責任において保管し、他に譲渡できないものとします。

第 11 条（加盟店の義務、差別的取扱いの禁止等）

1. 加盟店は、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪収益移転防止法等の関係諸法令を遵守して、信用販売を行うものとします。
2. 加盟店は、有効なカードを提示した会員または有効なカードの利用者に対し、信用販売またはギフトカードの取扱いを拒絶したり、直接現金払いや他社の発行するクレジットカードまたはギフトカードの利用を要求したり、現金客と異なる代金を請求したり、信用販売または

ギフトカードの取扱いの金額に本規約に定める以外の制限を設ける等、会員またはギフトカードの使用者に不利となる差別的取扱いを行わないものとします。

3. 加盟店は、以下に定める内容の信用販売およびギフトカードの取扱いを行わないものとします。
 - (1) 公序良俗違反の取引
 - (2) 法律上禁止された商品等の取引
 - (3) 特定商品取引に関する法律に違反する取引
 - (4) 消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能である取引
 - (5) 当社が会員またはギフトカードの使用者の利益の保護に欠けると判断する取引
 - (6) 会員が遵守すべき規約に違反して行おうとする取引
 - (7) その他当社が不相当と判断する取引
4. 加盟店は、商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券その他有価証券等については信用販売ができないものとします。ただし、当社が個別に承諾した場合にはこの限りではないものとします。
5. 加盟店は、当社から依頼があった場合、会員のカード使用状況およびギフトカードの使用者のギフトカード使用状況等の調査に協力するものとします。
6. 加盟店は、会員または有効なギフトカードの使用者から信用販売、ギフトカードの取扱いまたは商品等に関し、苦情、相談を受けた場合、加盟店と会員またはギフトカードの使用者との間において紛議が生じた場合、または、会員、ギフトカードの使用者、関係省庁その他の行政機関等から本条第3項に違反する旨の指摘、指導等を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。
7. 前項の場合、加盟店は、当社が行う調査に誠実に協力するものとします。

第12条（商品の引き渡し）

1. 加盟店は、信用販売またはギフトカードの取扱いを行った場合、会員またはギフトカードの使用者に対し、原則として直ちに商品を引き渡し、または提供するものとします。加盟店は、信用販売またはギフトカードの取扱いを行った当日に商品券等を引き渡しまたは提供することができない場合には、会員またはギフトカードの使用者に書面をもって引き渡し時期等を通知するものとします。
2. 加盟店は、信用販売またはギフトカードの取扱いによる商品等に関する引き渡し提供等を複数回または継続的に行う場合、その引き渡し、提供方法に関してあらかじめ当社に申し出、当社の承諾を得るものとします。

第13条（事前承認の義務、信用販売限度額）

1. 加盟店は、会員からカード提示による信用販売を求められた場合、原則としてその全件について事前に当社の承認をを求めるものとし、承認を得たときは、売上票の承認番号欄に承認番号を記入するものとします。万が一、当社の承認を得ないで信用販売を行った場合には、加盟店は、当該信用販売の代金全額について一切の責任を負うものとします。なお、ギフトカードの取扱いに際しては、当社の承認を得る必要はないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社が、加盟店が会員1人あたり1回につき行うことができる信用販売限度額(同一日、同一売場における税金、送料等を含む信用販売額の総額)を通知した

場合には、加盟店は、信用販売限度額の範囲内において信用販売を行うに際しては、当社の承認を得る必要はないものとします。なお、当社は当社が必要と認めた商品等（特定商品等）について、個別に信用販売の限度額を定め通知することができ、加盟店はそれに従うものとします。

3. 加盟店は、当社から信用販売限度額および特定商品等の変更の通知があった場合には、それに従うものとします。
4. 加盟店は、端末機を設置した場合には、本条第1項および端末機の使用規約ならびにその取扱いに関する規約に従い、すべての信用販売にこれを使用するものとします。なお、この場合には、前2項の適用はないものとします。また、加盟店は故障、障害等により端末機が使用できない場合および当社が当端末機の使用につき別途制限を設けた場合には、すべての信用販売につきその都度、事前に当社へ電話連絡をして承認番号を得るものとします。

第14条（カードの不正使用等）

1. 加盟店は、当社から特定のカードを無効とする旨通知を受けた場合、その通知によって無効とされたカードの提示者に対しては信用販売を行わないものとし、当該カードを保管のうえ直ちにその事実を当社に連絡するものとします。
2. 加盟店は、明らかに偽造、変造、模造もしくは破損と判断できるカードまたはギフトカードを提示された場合には、カード提示者またはギフトカードの使用者に対し信用販売またはギフトカードの取扱いを行わないものとし、当該カードまたは当該ギフトカードを保管のうえ直ちにその事実を当社に連絡するものとします。
3. 万が一、加盟店が前2項に違反して信用販売またはギフトカードの取扱いを行った場合、加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとします。
4. 紛失、盗難されたカードまたはギフトカード、偽造、変造されたカードまたはギフトカードに起因する売上等が発生し、当社がカードまたはギフトカードの使用状況等の調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとします。また、加盟店は、当社から指示があった場合もしくは加盟店が必要と判断した場合には、加盟店が所在する所轄警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

第15条（売上債権の譲渡）

1. 加盟店は、会員に対する信用販売により取得した売上債権を当社に債権譲渡し、当社はこれを譲り受けるものとします。
2. 加盟店は、信用販売を行った後、当該信用販売の売上票を、所定の手続きに基づき送付するものとします。
3. 加盟店から当社への債権譲渡は、別表に定める締切日ごとに計上された売上債権が対象で当該締切日に実行されたものとし、その効力が発生するものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。

第16条（手数料および支払）

1. 加盟店が支払う債権買取にかかわる手数料は、債権譲渡の効力が発生した売上債権に対して各々当社が別途定める割引料率を乗じ、各々円未満を切り捨てた金額の合計額とするものとします。
2. 当社の加盟店に対する債権買取代金の支払いは、別表に定める支払日に当該売上債権総額より前項の手数料を差し引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。な

お、支払日は別表に記載しております。

3. 当社の加盟店に対する債権買取代金は、当社が直接支払うか、または当社が指定し事前に加盟店に通知した当社所定の会社が支払いをするものとします。
4. 当社に加盟店に対する手数料以外の請求代金がある場合には、当社は本条第2項により支払う債権買取代金から当該代金を差し引けるものとします。また、加盟店から当社へ債権買取代金以外の請求代金がある場合には、当社は本条第2項により支払う債権買取代金と合わせて支払うことができるものとします。

第17条（ギフトカードの清算）

1. 加盟店は、当社に対し、本規約に基づき行ったギフトカードの取扱いによる販売代金（以下「ギフトカード取扱代金」という）の清算（以下「ギフトカード清算」という）を求めことができ、当社はこの代金（以下「ギフトカード清算代金」という）を支払うものとします。
2. ギフトカード清算の手続きについては、第15条第2項および第3項の「信用販売」を「ギフトカードの取扱い」に、「売上票」を「ギフトカード」に、「債権譲渡」を「ギフトカード清算」にそれぞれ読みかえて、同条項に定める信用販売の債権譲渡手続きに準じてこれを行うものとします。
3. ギフトカード清算代金の支払いについては、前条の「債権買取」を「ギフトカード清算」に、「債権譲渡の効力が発生した売上債権」を「締切日までに第15条第2項の売上集計表およびギフトカードが当社に到着した分のギフトカード取扱代金」に、「当該売上債権総額」を「当該ギフトカード取扱代金総額」にそれぞれ読みかえて、同条項に定める債権買取代金の支払いに準じてこれを行うものとします。

第18条（信用販売の取消し）

1. 加盟店が、信用販売の取消しまたは解約等を行う場合には、直ちに当社所定の方法にて当該債権譲渡の取消しを行い、売上集計表に当該売上票を添付して所定の手続きを行い、当社は第15条第2項および第3項に準じて処理するものとします。
2. 加盟店は、前項により債権譲渡を取消した売上債権の債権買取代金が支払い済みの場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は当該代金を次回以降に加盟店に対して支払う支払金から差し引くことができるものとします。

第19条（商品の所有権）

1. 加盟店が会員に信用販売を行った商品の所有権は、当該売上債権が当社に譲渡されたときに当社に移転するものとします。ただし、第18条または第21条により債権買取が取消しまたは解除された場合、売上債権に係る商品の所有権は、債権買取代金が未払いのときは直ちに、支払い済みのときは加盟店が当該代金を当社に返還したときに、加盟店に戻るものとします。
2. 加盟店が、偽造カードの使用、カードの第三者使用等により会員以外の者に対して誤って信用販売を行った場合であっても、当社が加盟店に対し当該売上債権に関する債権買取代金を支払った場合には、信用販売を行った商品の所有権は当社に帰属するものとします。なお、この場合にも前項但書の規定を準用するものとします。
3. 信用販売を行った商品の所有権が加盟店に属する場合でも、当社は、必要があるときは、加盟店に代わって商品を回収することができるものとします。

第20条（支払停止の抗弁）

1. 会員が商品等に関する売上債権について割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を、当社、またはカード会社に申し出た場合、加盟店は直ちにその抗弁事由の解消につとめるものとします。

2. 前項に該当する場合の債権買取代金の支払いは以下のとおりとします。
 - (1) 当該代金が支払い前の場合には、当社は当該代金支払を保留または拒絶することができるものとします。
 - (2) 当該代金が支払い済みの場合には、加盟店は当社に対し当該代金を直ちに返還するものとします。また、当社は当該代金を次回以降に加盟店に対して支払う債権買取代金から差し引けるものとします。
 - (3) 当該抗弁事由が解消した場合には、当社は加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
3. 会員と加盟店との間に第11条第6項に定める紛議が生じ、会員が信用販売代金の支払いを拒んだときの債権買取代金の支払いについても、前項を準用するものとします。

第21条（買戻特約等）

1. 当社は、加盟店から譲り受けた売上債権について、以下の事由が生じた場合、承認番号取得の有無にかかわらず、債権買取を取消し、または解除できるものとします。
 - (1) 売上票が正当なものでないとき
 - (2) 売上票の記載内容が不実不備であるとき
 - (3) 信用販売を行った日から61日以上経過して（ボーナス1回払いの方法による売上債権については、別表の取扱期間に対応する締切日に遅れて）売上債権が当社に譲渡されたとき
 - (4) 第10条第1項に定める手続きによらず信用販売を行ったとき
 - (5) 第13条に違反して当社の承認を得ずに信用販売を行ったとき
 - (6) 第14条に違反して信用販売を行ったとき
 - (7) 第11条第6項に定める紛議または前条第1項に定める抗弁理由が、信用販売日に対応する締切日より60日を経過しても解消しないとき
 - (8) 第8条第1項、第11条第1項または第3項に違反する信用販売を行ったとき
 - (9) その他加盟店が本規約に違反したとき
2. 前項に該当した場合、当社は加盟店に対し、当該売上票に取消表示をして返却します。また、取消しまたは解除の対象となった債権買取の債権買取代金を既に受領している場合には、加盟店は、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は当該代金を次回以降に加盟店に対して支払う支払金から差し引くことができるものとします。
3. 当社が、加盟店から譲り受けた売上債権について本条第1項記載の事由（(7)を除く）のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合、当社は調査が完了するまでの債権買取代金の支払いを保留することができるものとす、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、債権買取を取消しまたは解除することができるものとします。なお、加盟店は売上票、商品等の受領書、明細等を提出する等、当社の調査に協力するものとします。調査が完了し、当社が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
4. 当社は、加盟店によるギフトカードの取扱いについて以下の事由が生じた場合、ギフトカード清算を取消し、または解除できるものとす、この場合についても前2項を準用するものとします。

- (1) ギフトカードが正当なものでないとき
- (2) 第14条に違反してギフトカードの取扱いを行ったとき
- (3) その他加盟店が本規約に違反したとき

第22条（差押等の場合の処理）

売上債権の譲渡代金債権およびギフトカード清算債権の差押、仮差押、滞納処分等があった場合、当社は当該譲渡代金債権およびギフトカード清算債権を当社所定の手続きに従って処理するものとし、当社は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第23条（立替金の請求他）

1. 当社と加盟店との契約が、立替払い契約の場合は以下を適用します。
 - (1) 立替金の請求は、加盟店が信用販売を行った後、当該信用販売の売上票に基づき所定の手続きを行います。
 - (2) 立替金関係においては、第16条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条を準用するものとします。
なお、文中の「債権譲渡」・「譲渡」・「債権買取」を「立替払い」に、「加盟店から譲り受けた」を「立替払いに関する」にそれぞれ読み替えるものとします。

第24条（カードに関する情報等の機密保持）

1. 加盟店は、本契約に基づいて知り得た会員番号その他のカードおよび会員に付帯する情報（クレジットカード番号等を含む）、ならびに割引料率を含む両社およびカード会社の営業上の機密を機密情報として管理し、他に漏洩、滅失、毀損（以下「漏洩等」という）したり、または本契約に定める以外の目的で利用（以下「目的外利用」という）してはならないものとします。
2. 加盟店は前項の情報が第三者に漏洩することがないように、情報管理の制度、システム整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。また、当社が行う定期的な加盟店調査において、加盟店はこれに誠意をもって協力するものとします。
3. 加盟店は、業務代行者に、本条第1項記載の情報を委託業務の遂行に必要な範囲内で開示することができるものとします。この場合、加盟店は、業務代行者が開示された情報を第三者に漏洩することがないように、業務代行者が情報管理の制度システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるよう十分に指導、監督するものとします。また、当社が行う業務代行者に係る監査等に関する定期的な加盟店調査において、加盟店はこれに誠意をもって協力するものとします。
4. 加盟店は、本条第1項記載の情報につき漏洩・不正利用等が発生した場合には、直ちに当社に連絡するものとします。
5. 当社は、加盟店に本条第1項記載の漏洩等が発生または発生した恐れがあるしたと判断される合理的理由がある場合には、当該加盟店に対して、漏洩等の事実の有無、状況に関する報告を求める等必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに誠意をもって協力するものとします。
6. 加盟店は、本条第4項の場合、漏洩等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策をとるものとします。
7. 加盟店は、前項記載の調査結果判明後直ちに再発防止策を策定、実施するものとします。なお、加盟店は、再発防止策の策定後および実施後直ちに当社に書面でその内容を通知するものとします。

8. 加盟店の責に帰すべき事由により、当社に漏洩等または目的外利用による損害が発生した場合には、当社は加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。

9. 本条第1項から第8項の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

第25条（信用販売の停止）

加盟店が以下の事項に該当する場合、当社は本契約に基づく信用販売を一時的に停止することを請求ことができ、この請求があった場合には、加盟店は、当社が再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。

- (1) 当社が前条第1項の漏洩等または目的外利用が発生した疑いがあると認めた場合
- (2) 当社が、加盟店が第28条第1項(1), (2), (3), (5), (9), (10), (11), (12), (13)のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合
- (3) その他、当社が必要と認めた場合

第26条（取扱期間）

本契約の有効期間は1ヵ年とします。ただし、加盟店または当社が期間満了3ヵ月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出をしないときは、本契約はさらに1ヵ年間更新し、以後はこの例によるものとします。

第27条（解約）

1. 前条の規定にかかわらず、加盟店または当社は、書面により3ヵ月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約できるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、直前1年間に信用販売の取扱いを行っていない加盟店については、予告することなく本契約を解除できるものとします。

第28条（契約解除）

1. 前2条の規定にかかわらず、加盟店が以下の事項に該当する場合、当社は加盟店に対し催促することなく直ちに本契約の全部もしくは一部を解除できるものとし、かつ、その場合当社およびカード会社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。
 - (1) 加盟店申込書等加盟に際し当社に提出した書面および第5条第1項記載の届出事項に虚偽の申請があったとき
 - (2) 他の者の債権を買い取って、または他の者に代わって当社に債権譲渡をしたとき
 - (3) 第11条の規定に違反したとき
 - (4) 第21条の買戻しに応じなかったとき
 - (5) 第24条の規定に違反したとき
 - (6) 前5号のほか本規約に違反したとき
 - (7) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、およびその他支払停止となったとき
 - (8) 差押、仮差押、仮処分申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
 - (9) 前2号のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき当社が判断したとき
 - (10) 他のクレジットカード会社との取引にかかわる場合も含めて、信用販売制度または通信販売制度を悪用していると当社が判断したとき
 - (11) 加盟店届け出の店舗所在地に店舗が存在しないとき
 - (12) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断したとき

(13) 架空売上債権の譲渡、その他加盟店が不正な行為を行ったと当社が判断したとき

(14) その他加盟店として不適当と当社が判断したとき

2. 加盟店が前項各号のいずれかに該当した場合、または該当する疑いがあると当社が認めた場合、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、債権買取代金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第 29 条（契約終了後の処理）

1. 第 26 条、第 27 条または加盟店情報の同意条項 4 条により本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた信用販売およびギフトカードの取扱いは有効に存続するものとし、加盟店および当社は、当該信用販売およびギフトカードの取扱いを本規約に従い取扱うものとします。ただし、加盟店と当社が別途合意をした場合にはこの限りではありません。
2. 当社は、前条により本契約を解除した場合、加盟店から既に債権譲渡を受けている売上債権について、債権譲渡を解除するか、加盟店に対する債権買取代金の支払いを保留することができるものとします。また、この場合、当社はギフトカード加盟店から既に当社に到着した分のギフトカード取扱代金について、ギフトカード清算を解除するか、ギフトカード清算代金の支払いを保留することができるものとします。
3. 加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに加盟店の負担においてすべての加盟店標識およびギフトカード取扱標識をとりはずし、広告媒体からカードおよびギフトカードの取扱いに関するすべての記述、表記等を取りやめるとともに、売上集計表、売上票等当社が加盟店に交付した取扱関係書類ならびに印刷物（販売用具）を速やかに当社に返却するものとします。なお、端末機を設置している場合には、端末機の使用規約ならびにその取扱いに関する規定に従うものとします。

第 30 条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 加盟店は、加盟店等、加盟店の親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
 - (2) 暴力団員（暴力団の構成員）および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
 - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
 - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）

- (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動等標榜ゴロとは社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景にその威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）
 - (8) 前各号の共生者
 - (9) その他前各号に準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）
2. 加盟店が前項の規定に違反していることが、判明した場合、または違反している疑いがあると当社が認めた場合、当社は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合当社およびカード会社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。また、この場合、前条第2項の規定を準用するものとします。
 3. 加盟店が本条第1項の規定に違反していることが、判明した場合、またはその疑いがあると当社が認めた場合には、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、債権買取代金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
 4. 当社は、加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく信用販売を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、当社が再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。

第31条（本規約に定めのない事項）

加盟店は、本規約に定めのない事項については、当社が別に定める取扱要領等に従うものとします。

第32条（準拠法）

加盟店と当社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第33条（合意管轄裁判所）

本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、第一審の専属的合意管轄裁判所は松山地方裁判所とします。

第34条（規約の変更）

1. 当社が本規約（加盟店情報の取り扱いに関する同意条項を含む）の変更内容を通知または公告した後において加盟店が会員に対して信用販売を行った場合、またはギフトカードの取扱いを行った場合には、加盟店は新しい規約を承諾したものとみなすものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、加盟店は、加盟店情報の取り扱いに関する同意条項第1条第2項および第4項、同第2条第1項および第4項、ならびに同第3条に記載された、共同利用会社、加盟店信用情報機関の追加、変更については、当該ホームページ別途記載がある場合を除き、記載の追加、変更と同時にその効力が生じることをあらかじめ承諾するものとします。また、本同意条項は加盟店に対する通知または当社が適当と認める方法で公表することにより、当社が必要な範囲内で変更できるものとします。

<提携ブランドカード会社>

株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア

【株式会社いよてつカードサービスへのお問い合わせ先等】

株式会社いよてつカードサービス

〒790-0012 松山市湊町6丁目6-1

電話 089-921-1000 (代)

<別表>売上集計表・売上票の締切日および売上代金の支払日

	信用販売の方法		取扱期間	締切日	加盟店への支払日
(1)	ショッピング1回払い		1日～当月15日分	当月15日	当月末の前日
	ショッピング2回払い				
(1)	ショッピングリボ払い		16日～当月末日分	当月末日	翌月14日
	ショッピング分割払い				
	ギフトカード				
(2)	ボーナス一括払い	夏期	12月16日～6月15日分	15日	15日締め・当月末前日
		冬期	7月16日～11月15日分		月末締め・翌月14日
但し、松山市商店街連盟にて処理の場合は、上記と異なります。					

【 加盟店情報の取り扱いに関する同意条項 】

第1条 (情報の収集および利用等)

1. 加盟店およびその代表者または当社に加盟店契約の申し込みをした個人、法人、団体およびその代表者（以下「加盟店等」と総称する）は、当社が本項（1）に定める加盟店名等の情報（以下「加盟店情報」という）のうち個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。

（1）本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む当社と加盟店等との間の加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカードおよびギフトカード利用促進にかかわる業務のために、以下の①～⑭の加盟店情報を収集、利用すること。

- ①加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等加盟店等が加盟申込時および変更届け時に届け出事項
- ②加盟申込日、加盟日、CAT番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店と両社の取

引に関する事項

- ③加盟店のカードおよびギフトカードの取扱い状況
- ④当社が収集した加盟店等のクレジット利用履歴
- ⑤加盟店等の営業許可書等の確認書類の記載事項
- ⑥当社が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
- ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
- ⑧当社が加盟を認めなかった場合、その事実および理由
- ⑨割賦販売法第35条の3の5および割賦販売法第35条の3の20における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項
- ⑩割賦販売法に基づき同施行規則第60条第2号イまたは同3号の規定による調査を行った事実および事項
- ⑪個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事項
- ⑫会員から当社、カード会社に申し出のあった苦情の内容および当該内容について、当社、カード会社が会員、およびその他の関係者から調査収集した情報
- ⑬行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）および当該内容について加盟店信用情報機関（加盟店等に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報
- ⑭加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）

(2) 以下の目的のために、前号①から⑦の加盟店情報を利用すること。ただし、加盟店等が本号②に定める営業内容について中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は当社お問合せ窓口へ連絡するものとします。）

- ①当社が本規約に基づいて行う業務
- ②宣伝物の送付等当社、カード会社または他の加盟店等の営業案内
- ③当社のクレジットカード事業その他当社の事業（当社定款記載の事業をいう）における新商品、新機能、新サービス等の開発

(3) 本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項（1）①から⑭の加盟店情報を当該委託先に預託すること。

2. 加盟店等は、前項（1）①から⑭の加盟店情報のうち個人情報を、カード会社のうち、当社と加盟店情報に関して提携したカード会社（以下「提携会社」という）が、加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の業務の履行および取引継続に係る審査ならびにカードおよびギフトカード利用促進にかかわる業務のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者は当社となります。

3. 提携ブランドカードを取扱う加盟店は、本条第1項（1）①から⑭の加盟店情報のうち個人情報を、提携ブランドカード発行会社が加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店

契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカードおよびギフトカードの利用促進にかかわる業務のために共同利用することにします。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者は当社となります。

4. 加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、本条第1項から第3項と同様に取扱うことに同意します。

第2条（加盟店信用情報機関の利用および登録）

1. 加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報につき、当社またはカード会社が利用、登録する加盟店信用情報機関について以下のとおり同意します。（加盟店信用情報機関は本規約末尾に記載）

- (1) 加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のために、当社またはカード会社が加盟する加盟店信用情報機関（以下「加盟信用情報機関」という）に照会し、加盟店に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。

- (2) 加盟信用情報機関所定の加盟店に関する情報（以下「登録加盟店情報」という）が、加盟店信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。

- (3) 登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための加盟申込審査、加盟後の管理、ならびに加盟店情報正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。

2. 加盟店の代表者は、他に経営参加する販売店等について、加盟店信用情報機関に加盟店情報のうち個人情報が登録されている場合には、当該情報を、加盟店信用情報機関の加盟会員が前項（2）の目的で共同利用することに同意します。

3. 加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、前2項と同様に取扱うことに同意します。

4. 当社が加盟する加盟信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、本規約末尾に記載のとおりとします。なお、当社が新たに加盟信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し、または当社のホームページに記載するものとします。

第3条（加盟店情報等の開示、訂正、削除）

1. 加盟店等は、当社、加盟信用情報機関および提携会社に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する加盟店情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとするものとします。

- (1) 当社への開示請求：末尾に記載の当社お問合せ窓口へ

又、加盟店の代表者は代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

- (2) 加盟信用情報機関への開示請求：本規約末尾または当社のホームページに記載の加盟信用情報機関へ

2. 万が一、登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第4条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）

当社は、加盟店等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または第1条から第3条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合には、加盟を断ることや、解約の手続きをとることがあります。なお、第1条第1項（2）②に定める営業案内に対する中止の申し出があっても、加盟を断ることや解約の手続きをとることはありません。

第5条（契約不成立時または契約終了後の加盟店情報の利用）

1. 当社が加盟を承諾しない場合であっても加盟申込をした事実は、承諾をしない理由の如何を問わず、第1条に定める目的（ただし、第1条第1項（2）②に定める営業内容を除く）および第2条の定めに基づき利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 当社は、加盟店契約終了後も第1条に定める目的（ただし、第1条第1項（2）②に定める営業内容を除く）および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間、加盟店情報および本契約の終了に関する情報を保有し利用します。

第6条（条項の変更の位置付け及び変更）

1. 本同意条項は、㈱いよてつカードサービス加盟店規約の一部を構成します。
2. 本同意条項は加盟店に対する通知または当社が適当と認める方法で公表することにより、当社が必要な範囲内で変更できるものとします。

【 加盟信用情報機関 】

本規約に定める加盟信用情報は、以下のとおりです。

名称	社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター
住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小綱町 14-1 住友生命日本橋小綱町ビル 6 F
電話番号	03-5643-0011
共同利用の管理責任者	社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター
URL	http://www.j-credit.or.jp/
登録される情報	①割賦販売法35条の3の5及び割賦販売法35条の3の20における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実並びに調査の内容及び調査事項 ②割賦販売法に基づき同施行規則第60条第2号のイまたは同3号の規程による調査を行った事実及び事項 ③個別信用購入あっせん業者又は包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事項 ④会員会社と加盟店との加盟店契約の申し込みを受けた事実とその加盟店審査の結果並びにクレジット取引を行った事実、その取引内容、取引の結果、その他取引に関する客観的事実 ⑤顧客（契約済みのものに限らない）から会員会社に申

	<p>し出のあった内容及び当該内容について、会員各社が顧客などの関係者から調査収集した情報</p> <p>⑥行政機関、消費団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等に違反し、公表された情報等）、及び当該内容について、加盟店情報交換センター及び加盟店情報交換センターの会員各社が調査収集した情報</p> <p>⑦加盟店情報交換センターが興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）</p> <p>⑧前記各号に係る包括信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係販売業者等の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）</p>
共同利用するものの範囲	登録包括信用あっせん業者、登録個別信用あっせん業者、立替取次業者のうち、社団法人日本クレジット協会会員でありかつ加盟店情報交換センターの会員各社（参加会員は、上記ホームページよりご確認ください。）
登録される期間	登録した日から5年間

○当社では加盟店情報に含まれる個人情報の保護を推進する管理責任者として個人情報統括責任者を設置しております。

【 お問合せ先 】

株式会社いよてつカードサービス 業務企画部
〒790-0012 松山市湊町6丁目6-1
電話：089-921-1030
受付：平日9時30分～18時15分まで

株式会社いよてつカードサービス
(登録番号 愛媛県知事(1)第02204号)
(日本貸金業協会会員第001915号)
(四国経済産業局長 四国(包)第10号、四国(個)第1号-2)
〒790-0012 愛媛県松山市湊町6丁目6番地1 ☎089-921-1000 (代)
ホームページアドレス <http://www.iyotetsucard.co.jp>

2018年6月1日